

在外教育施設教員派遣規則

文部省訓令第二十七号

昭和五十六年四月二十日

- 改正昭和五十七年 四月二十八日 第十七号
- 〃 昭和五十七年 四月二十八日 第十八号
- 〃 昭和五十七年十二月 十三日 第二十五号
- 〃 昭和五十八年 四月 二十日 第十二号
- 〃 昭和五十九年 四月二十一日 第二十一号
- 〃 昭和五十九年 七月二十一日 第三十一号
- 〃 昭和 六十年 四月 二十日 第十二号
- 〃 昭和六十一年十二月 十八日 第二十号
- 〃 昭和六十一年 四月 十九日 第二十号
- 〃 昭和六十一年 九月 三十日 第三十二号
- 〃 昭和 六十年 四月 十七日 第五号
- 〃 昭和六十二年 六月 十七日 第十八号
- 〃 昭和六十二年 八月 十七日 第二十号
- 〃 昭和六十二年十一月 十二日 第二十九号
- 〃 昭和六十三年 四月 十八日 第二十一号
- 〃 平成 元年 四月 十八日 第五号
- 〃 平成 元年 八月 十八日 第三十五号
- 〃 平成 元年 十月 十六日 第三十七号
- 〃 平成 二年 三月 三十日 第四号
- 〃 平成 二年 四月 十七日 第六号
- 〃 平成 三年 一月 十八日 一号
- 〃 平成 三年 四月 十六日 第十四号
- 〃 平成 三年 十月 九日 第三十一号
- 〃 平成 四年 四月 十六日 第十三号
- 〃 平成 四年十二月 十八日 第三十二号
- 〃 平成 五年 四月 十六日 第十七号
- 〃 平成 五年 七月 十三日 第二十二号
- 〃 平成 五年 十月 十八日 第二十五号
- 〃 平成 五年十二月 十六日 第二十六号
- 〃 平成 六年 三月二十三日 第三号
- 〃 平成 六年 四月 十八日 第十号
- 〃 平成 六年十二月 十二日 第四十三号
- 〃 平成 七年 一月 五日 一号
- 〃 平成 七年 四月 十八日 第十二号
- 〃 平成 七年 五月二十五日 第十五号
- 〃 平成 七年 八月二十五日 第十七号
- 〃 平成 七年 十月 三十日 第二十号
- 〃 平成 七年十二月 二十日 第二十二号
- 〃 平成 八年 四月 十九日 第八号
- 〃 平成 八年 五月 十一日 第十二号
- 〃 平成 九年 三月三十一日 第二十三号
- 〃 平成 九年 四月二十一日 第二十五号
- 〃 平成 十年 二月 二十日 第四号
- 〃 平成 十年 四月二十一日 第二十号
- 〃 平成 十一年 三月 四日 一号
- 〃 平成 十一年 四月 十五日 第十二号
- 〃 平成 十一年 九月 二十日 第十八号
- 〃 平成 十一年十二月 二十日 第二十一号

〃 平成十二年一月二十日第一号
〃 平成十二年四月十四日第十九号
〃 平成十二年四月十四日第二十号
〃 平成十二年四月十四日第二十一号
〃 平成十二年四月二十一日第二十二号
〃 平成十二年八月十五日第二十四号
〃 平成十三年一月六日第三十四号
〃 平成十三年一月三十日第三十五号
〃 平成十三年三月十三日第三十六号
〃 平成十三年五月九日第五十四号
〃 平成十三年十一月二日第六十九号
〃 平成十四年一月二十五日第一号
〃 平成十四年四月二十二日第十号
〃 平成十五年一月二十一日第一号
〃 平成十五年四月十七日第十四号
〃 平成十五年八月十五日第十七号
〃 平成十五年十一月二十日第三十号
〃 平成十六年四月二十一日第八号
〃 平成十六年十二月十六日第十二号
〃 平成十七年三月二十五日第一号
〃 平成十八年一月五日第一号
〃 平成十八年四月十九日第九号
〃 平成十八年四月十九日第十号
〃 平成十八年七月二十一日第十四号
〃 平成十八年八月二十五日第十六号
〃 平成十九年二月二十八日第二号
〃 平成十九年五月二十三日第七号
〃 平成二十年三月三十一日第二号
〃 平成二十年四月二十五日第六号
〃 平成二十年十一月二十六日第十二号
〃 平成二十一年一月二十八日第一号
〃 平成二十一年四月二十一日第八号
〃 平成二十一年七月三十日第十号
〃 平成二十一年十月三十日第十三号
〃 平成二十三年二月十七日第一号
〃 平成二十三年四月十八日第八号
〃 平成二十三年七月十四日第九号
〃 平成二十三年十月十二日第十七号
〃 平成二十三年十月二十八日第十八号
〃 平成二十三年十二月二十六日第二十三号
〃 平成二十四年四月四日第八号
〃 平成二十四年八月八日第十七号
〃 平成二十四年九月十三日第二十二号
〃 平成二十四年十月二十四日第二十五号
〃 平成二十四年十二月二十一日第二十七号
〃 平成二十五年四月十九日第十三号
〃 平成二十五年六月二十八日第三十一号
〃 平成二十六年二月二十八日第二号
〃 平成二十六年三月三十一日第三号
〃 平成二十六年八月一日第十三号
〃 平成二十七年三月三十一日第六号
〃 平成二十七年六月二十六日第十三号
〃 平成二十七年七月二十三日第十四号
〃 平成二十七年十月二十九日第二十八号

〃	平成二十八年	一月	六日	第	一号
〃	平成二十八年	三月	三十一日	第	十号
〃	平成二十八年	六月	十七日	第	十四号
〃	平成二十八年	七月	二十九日	第	十五号
〃	平成二十八年	十月	三十一日	第	十六号
〃	平成二十八年	十二月	二十八日	第	一号
〃	平成二十九年	三月	三十日	第	五号
〃	平成二十九年	七月	十日	第	九号
〃	平成二十九年	八月	七日	第	十一号
〃	平成三十年	一月	九日	第	十六号
〃	平成三十年	三月	三十日	第	十一号
〃	平成三十年	七月	十日	第	十二号
〃	平成三十年	十月	十五日	第	二十九号
〃	平成三十年	十一月	一日	第	三十二号
〃	平成三十年	十二月	二十五日	第	三十六号
〃	平成三十一年	三月	二十六日	第	十二号
〃	令和元年	六月	二十六日	第	二号
〃	令和元年	七月	三十日	第	三号
〃	令和元年	十月	二十五日	第	七号
〃	令和元年	十二月	二十四日	第	二号
〃	令和二年	三月	二十七日	第	四号
〃	令和二年	五月	二十五日	第	八号
〃	令和二年	八月	七日	第	十二号
〃	令和二年	十二月	一日	第	十六号
〃	令和二年	十二月	二十四日	第	十八号
〃	令和三年	三月	十一日	第	二号
〃	令和三年	三月	二十六日	第	五号
〃	令和三年	七月	三十日	第	十一号
〃	令和三年	十月	二十九日	第	二十号
〃	令和三年	十二月	二十四日	第	二十一号
〃	令和四年	三月	三十一日	第	五号
〃	令和四年	七月	二十九日	第	十号
〃	令和四年	十月	三十一日	第	十七号
〃	令和四年	十二月	二十七日	第	十九号

(趣 旨)

第 一 条 この規則は、在外教育施設に派遣する教員の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 二 条 この規則において「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。

2 この規則において「派遣教員」とは、本邦から在外教育施設に派遣される本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは教諭又は教育委員会の事務局に置かれる職員（次条において「教員等」という。）をいう。

(派遣教員の委嘱)

第 三 条 派遣教員は、別に定めるところにより、教員等のうちから、文部科学大臣が委嘱する。

第 四 条 削除

(派遣時期及び期間)

第 五 条 派遣教員の派遣時期は、原則として年度当初とする。

2 派遣教員の派遣期間は原則として二年間とする。ただし、文部科学大臣が必要と認める場合には、二年間を限度に派遣期間を延長することができる。

(解嘱)

第 五 条の二 文部科学大臣は、派遣教員が職務を継続することが適当でないと認める場合には、第三条第一項の規定による委嘱を解くことができる。

(旅費の支給)

第 六 条 派遣教員又は派遣教員の扶養親族（配偶者（派遣教員である者を除く。）並びに十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子で、主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの及び心身障害の子で他に生計の途のない者として文部科学大臣が認めたものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる場合には、派遣教員に対し、旅費を支給する。

- 一 派遣教員が在外教育施設に赴き、又は帰国した場合
 - 二 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合
 - 三 派遣教員が第十二条に規定する一時帰国で、在勤中の在外教育施設の所在地（以下「在勤地」という。）と本邦の間を旅行した場合
 - 四 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に、文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合
 - 五 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の在外教育施設在勤中において文部科学大臣の許可を受け、同一在勤地について一回限り、当該在勤地に呼び寄せられ、又は本邦に帰せられた場合
 - 六 派遣教員が総合教育政策局長から在勤地の近隣地域に在留する邦人子女に対する巡回指導を依頼され、当該巡回指導のための旅行をした場合
 - 七 派遣教員が、総合教育政策局長から補習授業校現地採用講師研修会の指導講師を依頼され、当該研修会のための旅行をした場合
- 2 派遣教員が在勤地で死亡し、又は前項第一号若しくは第六号から第八号までの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合は、当該派遣教員の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに派遣教員の死亡当時派遣教員と生計を一にしていた他の親族をいう。）に対し、死亡手当を支給する。
- 3 派遣教員が在勤地で死亡した場合において、当該派遣教員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族に対し、旅費を支給する。
- 4 在外教育施設在勤中の派遣教員の配偶者（派遣教員である者を除く。）が当該派遣教員の在勤地において死亡し、又は第一項第二号若しくは第五号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該派遣教員に対し、死亡手当を支給する。
- 5 前四項により支給する旅費の額、支給条件等は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び文部科学省所管旅費規則（平成十三年文部科学省訓令第二十七号）に定める

もののほか、総合教育政策局長が別に定めるところによる。

(在勤手当)

第七 条 在勤手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとする。

2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、健康管理手当、不健康地健康管理手当、高地手当及び防犯手当とする。

3 在勤基本手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

4 住居手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給する。

5 配偶者手当は、配偶者を伴う派遣教員に支給する。

6 子女教育手当は、派遣教員の子のうち次に掲げるもので主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が派遣教員の在勤地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 三歳以上十八未満の子

二 十八歳に達した子であって、就学する学校（子女教育手当支給要項で定める学校を除く）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過するまでの間にあるもの

7 健康管理手当は、一年以上勤務した派遣教員及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給する。

ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。

8 不健康地健康管理手当は、長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でない認められる地に所在する在外教育施設で別表第1左欄に掲げるものに二年以上勤務した派遣教員及びその扶養親族が、一年度一回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。

9 高地手当は、標高の高い地に所在する在外教育施設で別表第2に掲げるものに勤務する派遣教員及びその扶養親族が、一年度二回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。

10 防犯手当は、治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として総合教育政策局長が別に定めるものに勤務する派遣教員が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給する。

(在勤手当の支給額)

第八 条 在勤基本手当の月額、別表第3に定めるところによる。

2 住居手当の月額は、派遣教員が居住している家具付きでない住宅の一月に要する家賃の額（派遣教員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）に相当する額（その額が別表第4に定める限度額（扶養親族を伴わない派遣

- 教員の場合にあつては、当該限度額の百分の八十に相当する額) を超えるときは、当該限度額) とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 3 配偶者手当の月額、在勤基本手当月額の百分の十二・五に相当する額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
 - 4 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき八千円とする。ただし、年少子女が、派遣教員の在勤地において学校教育を受けるときは、授業料その他年少子女が学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費に応じて、総合教育政策局長が別に定める額を加算することができる。
 - 5 健康管理手当の額は、毎年七月一日において派遣教員が伴う配偶者の有無に応じ、別表第5に定めるところによる。
 - 6 不健康地健康管理手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第6左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費の額のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
 - 一 配偶者を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の百に相当する額
 - 二 子を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額
 - 7 高地手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第7左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
 - 一 配偶者を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の百に相当する額
 - 二 子を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額
 - 8 防犯手当の月額は、派遣教員が警備員を雇用し、若しくは警備機器を借り上げ、又はその両方を行うために一月に要する経費の六分の五とする。

(在勤手当の支給期間)

- 第九 条 在勤基本手当及び住居手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。
- 2 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により在勤基本手当を支給する。
 - 3 在勤基本手当の支給期間中に第十二条に規定する一時帰国又は私費一時帰国した派遣教員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日を超えるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。
 - 4 住居手当の支給期間中に住居手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により住居手当を支給する。
 - 5 派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

- 6 配偶者手当及び子女教育手当の支給期間は、派遣教員の在勤基本手当の支給期間中において、当該派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日（派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地において配偶者又は年少子女となった場合にあっては、配偶者又は年少子女となった日）から、当該派遣教員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（配偶者又は年少子女がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者又は年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者又は年少子女がその日の前に配偶者又は年少子女でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者又は年少子女でなくなった日又は死亡した日）までとする。
- 7 配偶者手当又は子女教育手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当又は子女教育手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員の配偶者又は年少子女に配偶者手当又は子女教育手当を支給することができる。
- 8 防犯手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。
- 9 防犯手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで防犯手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に防犯手当を支給することができる。

（在勤基本手当及び住居手当の支給期間等の特例）

第九 条の二 在外教育施設の所在する地域における感染症の発生又はまん延その他のやむを得ない理由により、派遣教員が当該地域で勤務することができないと文部科学大臣が認めるときは、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、本邦において当該在外教育施設の業務に従事する派遣教員に対し、本邦における当該業務の開始の日からその終了の日までの間、在勤基本手当及び住居手当を支給することができる。

- 2 前項に規定する場合における当該派遣教員の在勤基本手当の月額、第八条第一項の規定にかかわらず、別表第3の2に定めるところによる。
- 3 第一項の場合における当該派遣教員の住居手当の月額は、第八条第二項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に定めるところによる。

（在勤手当の支給方法）

第十 条 在勤手当（健康管理手当、不健康地健康管理手当及び高地手当を除く。以下この条及び第十一条において同じ。）は、毎月一回、その月額をその月の二十一日に支給する。ただし、その月の二十一日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、二十一日の直後の平日を支給日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が満了する月及び特別の事情がある場合の在勤手当は、総合教育政策局長が別に定める日に支給する。
- 3 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。
- 4 在勤手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

- 5 健康管理手当については、毎年一回、その額を七月二十一日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、直後の平日を支給定日とする。
- 6 不健康地健康管理手当及び高地手当については、当該手当の対象となる旅行が行われた後に支給する。

第十一 条 第八条から第九条の二までに定めるもののほか、在勤手当の級の適用に関する基準は、総合教育政策局長が別に定めるところによる。

(所得税相当額の支給)

第十一 条の二 派遣教員が、在勤地において、在勤国及び州の法令に基づいて、給与及び手当に対して、所得税を課せられたときは、総合教育政策局長が別に定める在外教育施設に勤務する派遣教員に対し、所得税の額に相当する額を支給することができる。

(一時帰国及び私費帰国)

第十二 条 派遣教員は、その派遣期間中において、別に定めるところにより本邦に一時帰国又は私費一時帰国することができる。

(旅費等の返還)

第十三 条 派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族が特別の事由により文部科学大臣の許可を受けて帰国する場合を除き、当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日から六月に満たないで帰国する場合には、第六条第一項第二号及び第五号並びに第七条第五項及び第六項の規定にかかわらず旅費、配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

- 2 前項の場合において、既に支給された旅費、配偶者手当及び子女教育手当があるときには、これを返還しなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が六月未満の派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族に係る旅費、配偶者手当及び子女教育手当の取り扱いについては、総合教育政策局長が別に定めるところによる。

第十四 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この訓令は、昭和五十六年四月二十日から実施し、昭和五十六年四月一日から適用する。
- 2 第九条の二第一項に規定する派遣教員であつて、令和二年度に次の各号に掲げる経費を負担しているものに対し、文部科学大臣が必要と認めるときは、それぞれ当該各号に定める手当を支給することができる。
 - 一 派遣が予定されていた在外教育施設の所在地（以下「派遣予定地」という。）において派遣教員が居住を予定していた住宅に関して生じた経費 派遣予定地住居手当
 - 二 派遣予定地において年少子女が受けることを予定していた学校教育その他の教育に関して生じた経費 派遣予定地子女教育手当
 - 三 派遣予定地（第七条第十項に規定する派遣予定地に限る。）において派遣教員が居住を予定していた住宅及び通勤途上の防犯のために講ずることを予定していた措置に関して生じた経費 派遣予定地防犯手当
- 3 前項各号に定める手当の支給額は、それぞれ第八条第二項、第四項及び第八項の規定を準用し、

これらの手当の支給に関し必要な事項は別に定めるところによる。

- 4 第二項に定める手当のほか、特殊要因手当として、令和二年度に派遣予定地における住宅の賃貸借契約の解除に伴う違約金その他の派遣予定地において勤務することができないことに伴って生じる特別の費用であつて、やむを得ないと認められるものを負担している第九条の二第一項に規定する派遣教員に対し、当該費用に相当する額を支給することができる。この手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施し、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年十二月十三日から実施し、昭和五十七年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十八年四月二十日から実施し、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月二十一日から実施し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年七月二十一日から実施し、昭和五十九年七月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年四月二十日から実施し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年十二月十八日から実施し、昭和六十年十二月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月十九日から実施し、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年十月一日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年四月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年六月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年八月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年十一月十二日から実施し、昭和六十二年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十三年四月十八日から実施し、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年四月十八日から実施し、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年八月十八日から実施する。ただし、別表第2の改正規定のうち級別の欄に係る部分は、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年十月十六日から実施し、平成元年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年三月三十日から実施し、平成二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年四月十七日から実施し、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年一月十八日から実施し、別表第1の改正規定は、平成二年十月一日から、別表第2の改正規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年四月十六日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年十月九日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年四月十六日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年十二月十八日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年四月十七日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年七月十三日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十月十八日から実施し、平成五年十月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十二月十六日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成六年四月十八日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年十二月十二日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年一月五日から実施し、平成七年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年四月十八日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年五月二十五日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年八月二十五日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十二月二十日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年四月十九日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年五月十一日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年三月三十一日から実施し、別表第3の改正規定は、平成八年八月一日から、別表第4の改正規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年四月二十一日から実施し、平成九年四月一日から適用する

附 則

- 1 この訓令は、平成十年二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成九年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成九年八月分から平成十年一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。
- 3 派遣教員の平成十年二月分の在勤基本手当（月額）については、その者に係る新額がその者に係る旧額を下回るときは、旧額から新額を差し引いた額を新額から差し引いた額をもって当該在勤基本手当（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十年四月二十一日から実施し、平成十年四月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年三月四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十年八月分から平成十一年二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十一年四月十五日から実施し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十一年九月二十日から実施し、平成十一年九月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年十二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十一年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十一年八月分から平成十一年十一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十二年一月二十日から実施し、平成十二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十一年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月二十一日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年八月十五日から実施し、平成十二年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十三年一月六日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十三年一月三十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十二年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十二年八月分から十二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十三年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十三年五月九日から実施し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十四年一月二十五日から実施し、平成十四年一月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年四月二十二日から実施し、平成十四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 2 改正後の在外教育施設教員派遣規則第六条第一項及び第八条第二項の規定は、この訓令の適用日以後に文部科学大臣の委嘱を受けた者について適用し、適用日前に文部科学大臣の委嘱を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年一月二十一日から実施し、平成十四年十一月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十四年十一月分から十二月分までの在勤基本手当支給額（月額）については、その者に係るこの訓令による改正後の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月十七日から実施し、平成十五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年八月十五日から実施し、平成十五年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年十一月二十日から実施し、平成十五年八月一日から適用する

附 則

この訓令は、平成十六年四月二十一日から実施し、平成十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から実施し、平成十六年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から実施し、平成十七年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月十九日から実施し、平成十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年七月二十一日から施行し、同年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、決定の日から実施し、第一条の規定による改正後の在外教育施設教員派遣規則の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年三月一日から実施し、改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十九年五月二十三日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 在外教育施設教員派遣規則に基づき派遣されている派遣教員であって平成十九年三月三十一日に

において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から実施し、平成十九年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十年四月二十五日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年十一月二十六日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 北京、天津、青島、上海、蘇州、サン・ホセ、フランクフルト、ブタペスト及びワルシャワに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年一月二十八日から実施し、平成二十一年一月一日から適用する。
- 2 在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年一月の在勤基本手当の月額は、改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
- 3 台北、台中及び高雄に所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年二月及び三月の在外基本手当の月額については、新派遣規則別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
- 4 青島に所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年十二月三十一日において、現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、新派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月二十一日から実施し、平成二十一年四月一日から適用する。
- 2 コタキナバル、アスンシオン及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十一年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十一年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十三年三月一日から実施する。
- 2 ハノイ、シンガポール、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、ヤンゴン、マニラ、ペナン、コタキナバル、ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ボストン、ブエノスアイレス、サンチャゴ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、マドリード、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、

デュッセルドルフ、ブタペスト、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ジェッダ及びバハレーンに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十三年二月二十八日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月十八日から実施し、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年七月十四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）第八条第四項の規定は実施日から一年を超えない範囲で初等中等教育局長が別に定める日から、新派遣規則別表第3の規定は平成二十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。ただし、スラバヤ、コロンボ、バンコク、シラチャ、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ヤンゴン、マニラ、台北、台中、高雄、トロント、カラカス、グアテマラ、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、サンパウロ、アスンシオン、リマ、チューリッヒ、ジュネーブ、ストックホルム、ブタペスト、ブラッセル、ブカレスト、ロンドン、ダービー、シドニー、パース、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、ヨハネスブルクに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成二十三年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年一月一日から実施する。ただし、別表第4の改正規定については、平成二十三年四月一日から適用する。
- 2 ニュー・デリー、ボンベイ、チェンナイ、コタキナバル、カンタベリー、リアド及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十三年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年四月四日から実施し、平成二十四年四月一日から適用する。
- 2 ジャカルタ、バンドン、上海、蘇州、杭州、ウィーン、ベルリン及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十四年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十四年八月八日から実施し、平成二十四年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十四年九月十三日から実施し、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十四年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十五年一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十五年四月十九日から実施し、平成二十五年四月一日から適用する。
- 2 ムンバイ及びカラチに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から実施する。ただし、ジャカルタ、バンドン、スラバヤ、シンガポール、コロンボ、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ヤンゴン、マニラ、クアラルンプール、ジョホール、ペナン、コタキナバル、台北、台中、高雄、ワシントン、グアム、アトランタ、シャーロット、ローリー、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、クリーブランド、オハイオ西部、インディアナ、デトロイト、バトクリーク、コロンバス、シンシナティ、中部テネシー、セントラルケンタッキー、イーストテネシー、ニューヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ヒューストン、ダラス、ポートランド、ボストン、ホノルル、マイアミ、ロサンゼルス、サンディエゴ、バンクーバー、トロント、ブエノスアイレス、カラカス、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、リオ・デ・ジャネイロ、アスンシオン、リマ、メキシコ、アグアス・カリエンテス、グアダハラ、ローマ、ミラノ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、アムステルダム、ロッテルダム、ストックホルム、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、ハンブルグ、フランクフルト、プラハ、ブラッセル、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ダービー、シドニー、パース、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、アブダビ、ドバイ、オマーン、バハレーン、イスタンブル及びヨハネスブルグに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十六年三月一日から実施し、平成二十五年八月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十六年四月一日から実施する。
- 2 ムンバイ、青島、大連、サンパウロ、リオ・デ・ジャネイロ及びマナウスに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成26年3月31日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十六年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十七年三月三十一日から実施し、平成二十四年一月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年七月一日から実施する。ただし、プノンペンに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額及び住宅手当の月額の限度額に係る改正規定については、平成二十七年四月一日から適用する。
- 2 プノンペンに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十七年四月から同年六月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3の規定にかかわらず、附則別表に定めるところによる。
- 3 ホーチミン、青島及びサンパウロに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員であつて、平成二十七年六月三十日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住宅手当の月額に係る限度額については、新派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十七年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十七年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十八年一月一日から実施する。
- 2 ニュー・デリー、ムンバイ、チェンナイ、ジャカルタ、バンドン、スラバヤ、プノンペン、ハノイ、ホーチミン、コロンボ、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ダッカ、ヤンゴン、マニラ、クアラルンプール、ジョホール、ペナン、コタキナバル、台北、台中、高雄、ワシントン、グアム、アトランタ、シャーロット、ローリー、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、クリーブランド、オハイオ西部、インディアナ、デトロイト、バトルクリーク、コロンバス、シンシナティ、デンバー、中部テネシー、セントラルケンタッキー、イーストテネシー、ニューヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ヒューストン、ダラス、ポートランド、ボストン、ホノルル、マイアミ、オーランド、ロサンゼルス、サンディエゴ、バンクーバー、トロント、ブエノスアイレス、カラカス、グアテマラ、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、パナマ、リオ・デ・ジャネイロ、マナウス、アスンシオン、リマ、メキシコ、アグアス・カリエンテス、グアダハラ、ローマ、ミラノ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、アムステルダム、ロッテルダム、ストックホルム、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、ハンブルグ、フランクフルト、ブダペスト、プラハ、ブラッセル、パリ、ワルシャワ、ブカレスト、ロンドン、ダービー、シドニー、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、アブダビ、ドバイ、オマーン、ドーハ、リヤド、ジェッダ、バハレーン、イスタンブル、ナイロビ、ヨハネスブルグ、ダルエスサラームに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十八年一月から同年三月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定にかかわらず、附則別表に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十八年七月一日から実施し、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十八年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十八年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年七月十日から実施し、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十九年八月七日から実施する。

附 則

この訓令は、平成三十年一月九日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から実施する。ただし、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）第十一条の二の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
- 2 平成三十年三月三十一日までに在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額については、平成三十一年三月三十一日までの間、この訓令による新派遣規則別表第3にかかわらず、次の式により算出される額とする。
- 3 青島、大連、台北、台中、高雄、ボゴタ、チューリッヒ及びジュネーブに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員であって、平成三十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の新派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成三十年七月十日から実施し、平成三十年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三十年十月十六日から実施する。

附 則

この訓令は、平成三十年十一月一日から実施する。ただし、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連及びプラハに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成三十年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三十一年一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十一年四月一日から実施する。
- 2 スラバヤ、アグアスカリエンテス、グアダラハラ及びグアナファトに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員であって、平成三十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、令和元年六月二十六日から実施し、平成三十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、令和元年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和二年一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和二年五月二十五日から実施し、令和二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、令和二年八月七日から実施し、令和二年四月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、令和二年十二月一日から実施する。ただし、スラバヤ、プノンペン、ハノイ、ホーチミン、コロombo、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、カラチ、ヤンゴン、ブエノスアイレス、カラカス、サンティアゴ、アスンシオン、モスクワ、プラハ、ブリュッセル、パリ、ワルシャワ、テヘラン、イスタンブル、カイロ、ヨハネスブルグ及びダルエスサラームに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、令和二年四月一日から適用する。
- 2 スラバヤ、ハノイ、ホーチミン、サンティアゴ、アスンシオン、モスクワ、プラハ、ワルシャワ、テヘラン、イスタンブル及びヨハネスブルグに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の令和二年四月から同年七月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3の規定にかかわらず、附則別表第1に定めるところによる。
- 3 スラバヤ、ハノイ、サンティアゴ、アスンシオン、モスクワ、プラハ、テヘラン及びヨハネスブルグに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の令和二年八月から同年十一月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、新派遣規則別表第3の規定にかかわらず、附則別表第2に定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和三年一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和三年三月十二日から実施し、令和三年一月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から実施する。
- 2 サンパウロ及びリオデジャネイロに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員であつて、令和三年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、令和三年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和三年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和四年一月一日から実施する。ただし、ジャカルタ、チカラン、バンドン、スラバヤ、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、バンクーバー、トロント、メキシコ、ローマ、ミラノ、ウィーン、アムステルダム、ロッテルダム、ストックホルム、マドリード、バルセロナ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、ハンブルグ、フランクフルト、プラハ、ブリュッセル、パリ、ロンドン、シドニー、パース、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、オークランド及びヨハネスブルクに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、令和三年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和四年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和四年十一月一日から実施する。ただし、サン・ホセとモスクワに所在する在外教育施設以外の在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、令和四年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、令和五年一月一日から実施する。

別表第1 不健康地健康管理手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育施設及び保養地域

在 外 教 育 施 設 名	保 養 地 域
ダルエスサラーム補習授業校 ハノイ日本人学校 ダツカ日本人学校 ヤンゴン日本人学校 大連日本人学校 ニューデリー日本人学校 チェンナイ補習授業校 ムンバイ日本人学校 ホーチミン日本人学校 コロンボ日本人学校 イスラマバード日本人学校 カラチ日本人学校 ボゴタ日本人学校 マナウス日本人学校 リマ日本人学校 ブカレスト日本人学校 モスクワ日本人学校 テヘラン日本人学校 リヤド日本人学校 ジッダ日本人学校 ナイロビ日本人学校	欧 州 ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア 北 米 南 米 欧 州 欧 州 欧 州 欧 州 欧 州
備考 保養地域には、特別な事由がある場合は、この表に掲げる保養地域以外の地を含めることができる。	

別表第2 高地手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育施設

在 外 教 育 施 設 名
ボゴタ日本人学校 日本メキシコ学院日本コース

在勤基本手当支給額（月額）：R5年1月改正反映

(単位：円)

地域	勤務する在外教育施設の所在 地	級 別													
		校長	教頭	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級				
アジア	ニューデリー	437,120	437,120	349,840	349,840	349,840	349,840	349,840	349,840	314,960	314,960	314,960	314,960	297,440	280,000
	ムンバイ	464,160	464,160	370,160	370,160	370,160	370,160	370,160	370,160	332,480	332,480	332,480	332,480	313,680	294,880
	チェンナイ	469,760	469,760	374,320	374,320	374,320	374,320	374,320	374,320	336,160	336,160	336,160	336,160	317,040	298,000
	ジャカルタ	340,800	340,800	259,600	259,600	259,600	259,600	259,600	259,600	227,120	227,120	227,120	227,120	210,880	194,640
	コロンボ	340,800	340,800	259,600	259,600	259,600	259,600	259,600	259,600	227,120	227,120	227,120	227,120	210,880	194,640
	バンダナ	340,800	340,800	259,600	259,600	259,600	259,600	259,600	259,600	227,120	227,120	227,120	227,120	210,880	194,640
	スロバキ	348,400	348,400	271,920	271,920	271,920	271,920	271,920	271,920	241,360	241,360	241,360	241,360	226,080	210,800
	ブリンパン	428,000	428,000	331,040	331,040	331,040	331,040	331,040	331,040	292,240	292,240	292,240	292,240	272,800	253,440
	ハイ	334,240	334,240	254,720	254,720	254,720	254,720	254,720	254,720	222,880	222,880	222,880	222,880	206,960	191,040
	ホーチン	351,520	351,520	267,680	267,680	267,680	267,680	267,680	267,680	234,080	234,080	234,080	234,080	217,280	200,560
	ソコボ	460,080	460,080	345,040	345,040	345,040	345,040	345,040	345,040	299,040	299,040	299,040	299,040	276,080	253,040
	コロンボ	321,520	321,520	255,120	255,120	255,120	255,120	255,120	255,120	228,560	228,560	228,560	228,560	215,280	202,000
	バンコク	375,280	375,280	281,440	281,440	281,440	281,440	281,440	281,440	243,920	243,920	243,920	243,920	225,200	206,400
	ソフィヤ	375,280	375,280	281,440	281,440	281,440	281,440	281,440	281,440	243,920	243,920	243,920	243,920	225,200	206,400
	ソウル	399,600	399,600	299,680	299,680	299,680	299,680	299,680	299,680	259,760	259,760	259,760	259,760	239,760	219,760
	釜山	376,640	376,640	282,480	282,480	282,480	282,480	282,480	282,480	244,800	244,800	244,800	244,800	226,000	207,120
	北京	480,640	480,640	364,480	364,480	364,480	364,480	364,480	364,480	318,000	318,000	318,000	318,000	294,800	271,520
	天津	480,640	480,640	364,480	364,480	364,480	364,480	364,480	364,480	318,000	318,000	318,000	318,000	294,800	271,520
	青島	409,520	409,520	307,120	307,120	307,120	307,120	307,120	307,120	266,160	266,160	266,160	266,160	245,680	225,200
	上海	486,880	486,880	365,200	365,200	365,200	365,200	365,200	365,200	316,480	316,480	316,480	316,480	292,160	267,760
	蘇州	486,880	486,880	365,200	365,200	365,200	365,200	365,200	365,200	316,480	316,480	316,480	316,480	292,160	267,760
	杭州	486,880	486,880	365,200	365,200	365,200	365,200	365,200	365,200	316,480	316,480	316,480	316,480	292,160	267,760
	広州	445,920	445,920	334,480	334,480	334,480	334,480	334,480	334,480	289,840	289,840	289,840	289,840	267,520	245,280
	深セン	445,920	445,920	334,480	334,480	334,480	334,480	334,480	334,480	289,840	289,840	289,840	289,840	267,520	245,280
	大連	414,560	414,560	314,960	314,960	314,960	314,960	314,960	314,960	275,040	275,040	275,040	275,040	255,120	235,200
	香港	585,040	585,040	438,800	438,800	438,800	438,800	438,800	438,800	380,240	380,240	380,240	380,240	351,040	321,760
	イスマハート	448,000	448,000	376,480	376,480	376,480	376,480	376,480	376,480	347,840	347,840	347,840	347,840	333,520	319,200
	カチ	458,880	458,880	389,280	389,280	389,280	389,280	389,280	389,280	361,440	361,440	361,440	361,440	347,520	333,600
	ダッカ	507,120	507,120	414,320	414,320	414,320	414,320	414,320	414,320	377,200	377,200	377,200	377,200	358,640	340,080
	ヤゴン	396,720	396,720	315,520	315,520	315,520	315,520	315,520	315,520	283,040	283,040	283,040	283,040	266,800	250,560
	マニラ	355,040	355,040	270,320	270,320	270,320	270,320	270,320	270,320	236,400	236,400	236,400	236,400	219,440	202,480
	ワラルプー	341,280	341,280	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	221,840	221,840	221,840	221,840	204,800	187,680
	ジャホール	341,280	341,280	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	221,840	221,840	221,840	221,840	204,800	187,680
バン	330,720	330,720	248,080	248,080	248,080	248,080	248,080	248,080	214,960	214,960	214,960	214,960	198,400	181,920	
ハナン	341,280	341,280	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	221,840	221,840	221,840	221,840	204,800	187,680	
コルカタ	585,040	585,040	438,800	438,800	438,800	438,800	438,800	438,800	380,240	380,240	380,240	380,240	351,040	321,760	
台北	585,040	585,040	438,800	438,800	438,800	438,800	438,800	438,800	380,240	380,240	380,240	380,240	351,040	321,760	
台中	498,640	498,640	374,000	374,000	374,000	374,000	374,000	374,000	324,080	324,080	324,080	324,080	299,200	274,240	
高雄	432,640	432,640	324,480	324,480	324,480	324,480	324,480	324,480	281,200	281,200	281,200	281,200	259,600	237,920	
ワシントン	473,520	473,520	355,120	355,120	355,120	355,120	355,120	355,120	307,760	307,760	307,760	307,760	284,080	260,400	
グアム	473,520	473,520	355,120	355,120	355,120	355,120	355,120	355,120	307,760	307,760	307,760	307,760	284,080	260,400	
アトランタ	473,520	473,520	355,120	355,120	355,120	355,120	355,120	355,120	307,760	307,760	307,760	307,760	284,080	260,400	
ローリー	473,520	473,520	355,120	355,120	355,120	355,120	355,120	355,120	307,760	307,760	307,760	307,760	284,080	260,400	
サンフランシスコ	505,920	505,920	379,440	379,440	379,440	379,440	379,440	379,440	328,880	328,880	328,880	328,880	303,520	278,240	

ソフト	468,080	468,080	351,040	351,040	351,040	351,040	304,240	304,240	280,880	257,440
ソコ	495,120	495,120	371,360	371,360	371,360	371,360	321,840	321,840	297,040	272,320
オホイ西部	448,160	448,160	336,160	336,160	336,160	336,160	291,280	291,280	268,880	246,480
化ア'イナ	495,120	495,120	371,360	371,360	371,360	371,360	321,840	321,840	297,040	272,320
デ'トロイト	448,160	448,160	336,160	336,160	336,160	336,160	291,280	291,280	268,880	246,480
コロンバ	448,160	448,160	336,160	336,160	336,160	336,160	291,280	291,280	268,880	246,480
シオン	448,160	448,160	336,160	336,160	336,160	336,160	291,280	291,280	268,880	246,480
シオン	448,160	448,160	336,160	336,160	336,160	336,160	291,280	291,280	268,880	246,480
デンバ	456,400	456,400	342,320	342,320	342,320	342,320	296,640	296,640	273,840	251,040
中部	470,000	470,000	352,480	352,480	352,480	352,480	305,520	305,520	282,000	258,480
セントラル	470,000	470,000	352,480	352,480	352,480	352,480	305,520	305,520	282,000	258,480
セントラル	470,000	470,000	352,480	352,480	352,480	352,480	305,520	305,520	282,000	258,480
ニュー	531,600	531,600	398,720	398,720	398,720	398,720	345,520	345,520	318,960	292,400
ニュー	531,600	531,600	398,720	398,720	398,720	398,720	345,520	345,520	318,960	292,400
プリンス	531,600	531,600	398,720	398,720	398,720	398,720	345,520	345,520	318,960	292,400
ワシントン	531,600	531,600	398,720	398,720	398,720	398,720	345,520	345,520	318,960	292,400
ヒュース	468,080	468,080	351,040	351,040	351,040	351,040	304,240	304,240	280,880	257,440
ダラス	468,080	468,080	351,040	351,040	351,040	351,040	304,240	304,240	280,880	257,440
ボート	468,080	468,080	351,040	351,040	351,040	351,040	304,240	304,240	280,880	257,440
ボート	495,840	495,840	371,840	371,840	371,840	371,840	322,240	322,240	297,440	272,640
ホリ	468,480	468,480	351,360	351,360	351,360	351,360	304,480	304,480	281,120	257,680
マイ	454,000	454,000	340,480	340,480	340,480	340,480	295,120	295,120	272,400	249,680
オー	454,000	454,000	340,480	340,480	340,480	340,480	295,120	295,120	272,400	249,680
ロサン	520,000	520,000	390,000	390,000	390,000	390,000	338,000	338,000	312,000	286,000
サン	520,000	520,000	390,000	390,000	390,000	390,000	338,000	338,000	312,000	286,000
ハン	400,720	400,720	300,560	300,560	300,560	300,560	260,480	260,480	240,400	220,400
トロ	392,320	392,320	294,240	294,240	294,240	294,240	255,040	255,040	235,360	215,760
ブ	336,320	336,320	252,240	252,240	252,240	252,240	218,640	218,640	201,760	184,960
カリ	619,840	619,840	498,880	498,880	498,880	498,880	450,480	450,480	426,320	402,080
ボ	422,960	422,960	321,200	321,200	321,200	321,200	280,560	280,560	260,160	239,840
サン	408,080	408,080	324,080	324,080	324,080	324,080	290,480	290,480	273,680	256,880
サン	386,800	386,800	290,080	290,080	290,080	290,080	251,440	251,440	232,080	212,720
ハ	398,080	398,080	302,560	302,560	302,560	302,560	264,320	264,320	245,280	226,160
サン	376,640	376,640	286,480	286,480	286,480	286,480	250,400	250,400	232,400	214,320
リ	403,520	403,520	312,640	312,640	312,640	312,640	276,320	276,320	258,080	239,920
マ	423,840	423,840	335,920	335,920	335,920	335,920	300,720	300,720	283,120	265,520
ア	384,480	384,480	298,400	298,400	298,400	298,400	263,920	263,920	246,720	229,440
リ	413,440	413,440	320,080	320,080	320,080	320,080	282,720	282,720	264,080	245,360
メ	418,960	418,960	318,240	318,240	318,240	318,240	277,920	277,920	257,760	237,600
ア	390,240	390,240	296,720	296,720	296,720	296,720	259,280	259,280	240,560	221,840
ク	390,240	390,240	296,720	296,720	296,720	296,720	259,280	259,280	240,560	221,840
グ	390,240	390,240	296,720	296,720	296,720	296,720	259,280	259,280	240,560	221,840
ロー	377,840	377,840	283,360	283,360	283,360	283,360	245,600	245,600	226,720	207,840
ワ	395,440	395,440	296,560	296,560	296,560	296,560	257,040	257,040	237,280	217,520
ウ	420,720	420,720	315,520	315,520	315,520	315,520	273,440	273,440	252,400	231,360
チ	604,560	604,560	453,440	453,440	453,440	453,440	392,960	392,960	362,720	332,480
シ	604,560	604,560	453,440	453,440	453,440	453,440	392,960	392,960	362,720	332,480
ア	386,400	386,400	289,840	289,840	289,840	289,840	251,200	251,200	231,840	212,560

中南米

欧州

	ロケットダム	386,400	289,840	289,840	289,840	289,840	251,200	231,840	212,560
	ストック部岬	385,600	289,200	289,200	289,200	289,200	250,640	231,360	212,080
	マトリート	361,520	271,120	271,120	271,120	271,120	234,960	216,880	198,800
	バルボナ	370,160	277,600	277,600	277,600	277,600	240,640	222,080	203,600
	モスカリ	446,960	339,200	339,200	339,200	339,200	296,160	274,560	253,040
	ベルソ	383,360	287,520	287,520	287,520	287,520	249,200	230,000	210,880
	デュッセルドルフ	381,040	285,760	285,760	285,760	285,760	247,680	228,640	209,600
	ニムレン	378,560	283,920	283,920	283,920	283,920	246,080	227,120	208,240
	ハブスルグ	379,040	284,320	284,320	284,320	284,320	246,400	227,440	208,480
	フランクフルト	377,040	282,800	282,800	282,800	282,800	245,040	226,240	207,360
	アダハスト	308,880	231,680	231,680	231,680	231,680	200,800	185,360	169,920
	アラハ	398,400	298,800	298,800	298,800	298,800	258,960	239,040	219,120
	アリョッセル	388,000	291,040	291,040	291,040	291,040	252,240	232,800	213,440
	ハリ	387,280	290,480	290,480	290,480	290,480	251,760	232,400	213,040
	リルンヤリ	298,320	223,760	223,760	223,760	223,760	193,920	178,960	164,080
	アカレスト	335,520	251,680	251,680	251,680	251,680	218,080	201,280	184,560
	ロントン	436,800	327,600	327,600	327,600	327,600	283,920	262,080	240,240
大洋州	シトニー	373,200	279,920	279,920	279,920	279,920	242,560	223,920	205,280
	ハース	364,560	273,440	273,440	273,440	273,440	236,960	218,720	200,480
	メルボルン	377,120	282,880	282,880	282,880	282,880	245,120	226,240	207,440
	クイーンズランド	364,560	273,440	273,440	273,440	273,440	236,960	218,720	200,480
	カンタベリー	395,840	296,880	296,880	296,880	296,880	257,280	237,520	217,680
	オーストラリア	399,520	299,680	299,680	299,680	299,680	259,680	239,680	219,760
	アワタビ	471,200	353,440	353,440	353,440	353,440	306,320	282,720	259,200
中東	ドバイ	491,600	368,640	368,640	368,640	368,640	319,440	294,960	270,400
	テヘラン	451,120	373,200	373,200	373,200	373,200	342,000	326,400	310,800
	オマーン	449,120	340,880	340,880	340,880	340,880	297,520	275,840	254,240
	ドoha	436,000	331,040	331,040	331,040	331,040	289,040	268,000	247,040
	リヤド	587,920	470,960	470,960	470,960	470,960	424,160	400,720	377,360
	ジッダ	532,960	417,760	417,760	417,760	417,760	371,600	348,560	325,520
	バハレーン	434,960	330,240	330,240	330,240	330,240	288,320	267,360	246,400
	イスタンブール	293,920	228,480	228,480	228,480	228,480	202,240	189,120	176,080
	カイロ	367,440	288,400	288,400	288,400	288,400	256,720	240,880	225,120
	ナイロビ	452,080	361,040	361,040	361,040	361,040	324,640	306,480	288,240
	ヨハネスブルグ	369,440	287,120	287,120	287,120	287,120	254,160	237,680	221,200
アフリカ	ダレスサラーム	479,200	389,440	389,440	389,440	389,440	353,520	335,520	317,600

1 級別の職の適用は、次の基準によるものとする。

校長 第3条の規定により文部科学大臣から校長の委嘱を受けた者

教頭 第3条の規定により文部科学大臣から教頭の委嘱を受けた者

1級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験21年以上の者

2級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験18年以上21年未満の者

3級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験15年以上18年未満の者

4級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験12年以上15年未満の者

5級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験9年以上12年未満の者

6級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験6年以上9年未満の者

7級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験3年以上6年未満の者

8級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験3年未満の者

在勤基本手当支給額（月額）

(単位：円)

	級 別										
	校長	教頭	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
本邦において業務に従事する期間	378,180	378,180	283,640	283,640	283,640	283,640	283,640	245,400	245,400	226,540	207,980

1 級別の欄の級の適用は、別表第3の級別の欄の級の適用と同じものとする。

別表第4

住居手当に係る限度額（月額）

地域	勤務する在外教育施設の所在地	単位	級 別			
			1 級	2 級	3 級	
アジア	ニ ュ ー デ リ ー	インド・ルピー	135,095	121,585	108,076	
	ム ン バ イ	インド・ルピー	199,836	179,852	159,869	
	チ ェ ン ナ イ	インド・ルピー	107,312	96,580	96,580	
	ジ ャ カ ル タ	米・ドル	2,545	2,291	2,291	
	チ カ ラ ン	米・ドル	2,545	2,291	2,291	
	バ ン ド ン	米・ドル	2,545	2,291	2,291	
	ス ラ バ ヤ	米・ドル	1,638	1,474	1,310	
	プ ノ ン ペ ン	米・ドル	3,105	2,795	2,484	
	ハ ノ イ	米・ドル	3,192	2,872	2,553	
	ホ ー チ ミ ン	米・ドル	3,176	2,859	2,541	
	シ ン ガ ポ ー ル	シンガポール・ドル	5,515	4,964	4,412	
	コ ロ ン ボ	米・ドル	1,382	1,244	1,105	
	バ ン コ ク	タイ・バーツ	74,242	66,818	59,393	
	シ ラ チ ヤ	タイ・バーツ	74,242	66,818	59,393	
	ソ ウ ル	ウォン	2,619,136	2,357,223	2,095,309	
	釜 山	ウォン	1,536,652	1,382,987	1,229,322	
	北 京	米・ドル	3,685	3,316	2,948	
	天 津	米・ドル	3,685	3,316	2,948	
	青 島	米・ドル	1,949	1,754	1,560	
	上 海	米・ドル	3,340	3,006	3,006	
	蘇 州	米・ドル	3,340	3,006	3,006	
	杭 州	米・ドル	3,340	3,006	3,006	
	広 州	米・ドル	3,159	2,843	2,527	
	深 セ ン	米・ドル	3,159	2,843	2,527	
	大 連	米・ドル	2,840	2,556	2,272	
	香 港	香港ドル	38,810	34,929	31,048	
	イ ス ラ マ バ ー ド	米・ドル	2,150	1,935	1,720	
	カ ラ チ	米・ドル	1,668	1,501	1,335	
	ダ ツ カ	米・ドル	1,475	1,328	1,180	
	ヤ ン ゴ ン	米・ドル	4,323	3,891	3,458	
	マ ニ ラ	米・ドル	2,037	1,833	1,630	
	ク ア ラ ル ン プ ー ル	マレーシア・リングギ	4,440	3,996	3,552	
	ジ ョ ホ ー ル	マレーシア・リングギ	4,440	3,996	3,552	
	ペ ナ ン	マレーシア・リングギ	3,285	2,956	2,628	
	コ タ キ ナ バ ル	マレーシア・リングギ	4,440	3,996	3,552	
	台 北	米・ドル	1,832	1,648	1,375	
	台 中	米・ドル	1,832	1,648	1,375	
	高 雄	米・ドル	1,832	1,648	1,375	
	北米	ワ シ ン ト ン	米・ドル	2,180	1,962	1,962
		グ ア ム	米・ドル	1,885	1,696	1,508
		ア ト ラ ン タ	米・ドル	1,690	1,521	1,352
		ロ ー リ ー	米・ドル	1,690	1,521	1,352
サ ン フ ラ ン シ ス コ		米・ドル	3,286	2,957	2,628	
シ ア ト ル		米・ドル	1,567	1,410	1,410	
シ カ ゴ		米・ドル	2,499	2,249	1,999	
オ ハ イ オ 西 部		米・ドル	1,733	1,560	1,387	
イ ン デ ィ ア ナ		米・ドル	2,499	2,249	1,999	
デ ト ロ イ ト		米・ドル	1,733	1,560	1,387	
コ ロ ン バ ス		米・ドル	1,733	1,560	1,387	
シ ン シ ナ テ イ		米・ドル	1,733	1,560	1,387	
デ ン バ ー		米・ドル	1,948	1,753	1,559	
中 部 テ ネ シ ー		米・ドル	2,097	1,888	1,678	

地域	勤務する在外教育施設の所在地	単 位	級 別		
			1 級	2 級	3 級
	セントラルケンタッキー	米・ドル	2,097	1,888	1,678
	イーストテネシー	米・ドル	2,097	1,888	1,678
	ニューヨーク	米・ドル	3,864	3,478	3,092
	ニュージャージー	米・ドル	3,864	3,478	3,092
	プリンストン	米・ドル	3,864	3,478	3,092
	フィラデルフィア	米・ドル	3,864	3,478	3,092
	ヒューストン	米・ドル	1,857	1,672	1,486
	ダラス	米・ドル	1,857	1,672	1,486
	ポートランド	米・ドル	1,567	1,410	1,410
	ボストン	米・ドル	2,921	2,629	2,337
	ホノルル	米・ドル	2,220	1,998	1,776
	マイアミ	米・ドル	2,003	1,803	1,602
	オーランド	米・ドル	2,003	1,803	1,602
	ロサンゼルス	米・ドル	2,327	2,094	1,861
	サンディエゴ	米・ドル	2,327	2,094	1,861
	バンクーバー	カナダ・ドル	2,106	1,896	1,684
	トロント	カナダ・ドル	1,999	1,799	1,599
中南米	ブエノスアイレス	米・ドル	2,368	2,132	1,895
	カラカス	米・ドル	2,460	2,214	1,968
	サンホセ	米・ドル	1,234	1,111	987
	ボゴタ	米・ドル	1,449	1,304	1,160
	サンティアゴ	米・ドル	1,357	1,221	1,086
	パナマ	米・ドル	1,739	1,565	1,391
	サンパウロ	米・ドル	1,556	1,400	1,244
	リオデジャネイロ	米・ドル	1,785	1,607	1,428
	マナウス	米・ドル	939	845	751
	アスンシオン	米・ドル	1,420	1,278	1,136
	リマ	米・ドル	1,589	1,430	1,272
	メキシコ	米・ドル	2,012	1,811	1,609
	アグアスカリエンテス	米・ドル	1,502	1,352	1,201
	グアダハラハラ	米・ドル	1,502	1,352	1,201
	グアナフアト	米・ドル	1,502	1,352	1,201
欧州	ローマ	ユーロ	1,428	1,285	1,143
	ミラノ	ユーロ	1,552	1,396	1,241
	ウィーン	ユーロ	1,456	1,310	1,310
	チューリッヒ	スイス・フラン	2,724	2,452	2,179
	ジュネーブ	スイス・フラン	2,724	2,452	2,179
	アムステルダム	ユーロ	1,520	1,368	1,216
	ロッテルダム	ユーロ	1,520	1,368	1,216
	ストックホルム	スウェーデン・クローネ	15,010	13,509	12,008
	マドリッド	ユーロ	1,516	1,364	1,212
	バルセロナ	ユーロ	1,651	1,486	1,320
	モスクワ	米・ドル	4,408	3,968	3,527
	ベルリン	ユーロ	1,502	1,352	1,352
	デュッセルドルフ	ユーロ	1,305	1,175	1,044
	ミュンヘン	ユーロ	1,619	1,457	1,295
	ハンブルグ	ユーロ	1,323	1,191	1,058
	フランクフルト	ユーロ	1,565	1,408	1,252
	ブダペスト	ユーロ	1,576	1,419	1,261
	プラハ	チェコ・コルナ	32,272	29,044	25,817
	ブリュッセル	ユーロ	1,633	1,470	1,307
	パリ	ユーロ	2,045	1,840	1,636
	ワルシャワ	ユーロ	1,779	1,601	1,423
	ブカレスト	ユーロ	1,474	1,327	1,179
	ロンドン	スターリング・ポンド	1,971	1,774	1,576

地域	勤務する在外教育施設の所在地	単 位	級 別		
			1 級	2 級	3 級
大洋州	シ ド ニ ー	オーストラリア・ドル	3,290	2,961	2,632
	パ ー ス	オーストラリア・ドル	2,294	2,064	1,835
	メ ル ボ ル ン	オーストラリア・ドル	2,468	2,221	1,974
	ク イ ー ン ズ ラ ン ド	オーストラリア・ドル	1,995	1,796	1,596
	カ ン タ ベ リ ー	ニュージーランド・ドル	2,143	1,928	1,714
	オ ー ク ラ ン ド	ニュージーランド・ドル	3,096	2,787	2,477
中東	ア ブ ダ ビ	ディルハム	16,548	14,893	13,239
	ド バ イ	ディルハム	12,524	11,272	10,020
	テ ヘ ラ ン	ユーロ	2,361	2,125	1,889
	オ マ ー ン	米・ドル	2,821	2,539	2,257
	ド ー ハ	米・ドル	3,369	3,032	2,696
	リ ヤ ド	サウジアラビア・リヤール	12,531	11,278	10,024
	ジ ッ ダ	サウジアラビア・リヤール	13,240	11,916	10,592
	バ ハ レ ー ン	米・ドル	3,286	2,957	2,628
	イ ス タ ン ブ ル	米・ドル	2,657	2,392	2,126
アフリカ	カ イ ロ	米・ドル	1,832	1,648	1,465
	ナ イ ロ ビ	米・ドル	1,757	1,581	1,581
	ヨ ハ ネ ス ブ ル グ	米・ドル	1,310	1,179	1,048
	ダ ル エ ス サ ラ ーム	米・ドル	3,136	2,822	2,508

- 1 級別の欄の級の適用は、次の基準によるものとする。
- 1級 別表第3の級別の欄の校長の適用を受ける者
 - 2級 別表第3の級別の欄の教頭、1級から6級までの適用を受ける者
 - 3級 別表第3の級別の欄の7級及び8級の適用を受ける者

別表第5 健康管理手当支給額

配偶者の有無	金額
配偶者のある場合	60,000円
配偶者のない場合	30,000円

別表第6 不健康地健康管理手当の基本額

在外教育施設名	単位	基本額
ダルエスサラーム補習授業校	米・ドル	2,437
ハノイ日本人学校	米・ドル	1,061
ダッカ日本人学校	米・ドル	1,441
ヤンゴン日本人学校	米・ドル	1,471
大連日本人学校	米・ドル	1,016
ニューデリー日本人学校	米・ドル	1,289
チェンナイ補習授業校	米・ドル	1,092
ムンバイ日本人学校	米・ドル	1,513
ホーチミン日本人学校	米・ドル	1,014
コロンボ日本人学校	米・ドル	823
イスラマバード日本人学校	米・ドル	1,402
カラチ日本人学校	米・ドル	1,356
ボゴタ日本人学校	米・ドル	1,444
マナウス日本人学校	米・ドル	1,846
リマ日本人学校	米・ドル	1,322
ブカレスト日本人学校	米・ドル	1,501
モスクワ日本人学校	米・ドル	2,120
テヘラン日本人学校	米・ドル	871
リヤド日本人学校	米・ドル	2,102
ジッタダ日本人学校	米・ドル	1,951
ナイロビ日本人学校	米・ドル	2,886

別表第7 高地手当の基本額

在 外 教 育 施 設 名	単 位	基 本 額
ボ ゴ タ 日 本 人 学 校	米 ・ ド ル	4 1 0
日 本 メ キ シ コ 学 院 日 本 コ ー ス	米 ・ ド ル	2 4 6